

議案第27号

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2パーベキュー広場の項中「100円」を「200円」に改め、同表観光農園の項中「120円」を「150円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。